

※「健康保険被扶養者資格再審査システム操作マニュアル」も、あわせてご確認ください

関西電力健康保険組合では、健康保険法に則り、保険給付適正化の観点から被扶養者の資格確認調査を毎年実施しております。令和5年度も調査を実施しますので、被扶養者資格再審査(Web)システムの調査票の内容に漏れや誤りが無いよう、当パンフレットを確認のうえ、実施をお願いいたします。

1. 実施内容について

- 対象者 …… 令和5年4月1日現在23歳以上(生年月日が平成12年4月1日以前)の被扶養者全員
(令和4年1月1日以降の認定者を除きます)

画面には、審査対象となる方のお名前のみ表示されています。令和5年4月1日現在で、22歳以下(生年月日が平成12年4月2日以降)の被扶養者のお名前は表示されていません。

- 実施時期 …… 令和5年9月～11月 (詳細な日程はお勤め先の健保担当箇所から別途通知されます。)
- 内容 …… 被扶養者資格再審査(Web)システムの調査票に沿って、前年の「職業」「収入」等の入力、および必要書類の提出を行ってください。

《ご注意ください》

毎年、就職による扶養削除の届出漏れが多く発生しております。

また、アルバイト、パート等をされている方で年間の収入が130万円未満であっても、勤務先の健康保険に加入されている場合があります。被扶養者の方の状況をよくご確認ください、「被扶養者資格の削除(異動)届漏れ」がある場合は、速やかに手続きをお願いいたします。
※手続き方法等は、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「こんなときの手続きは」→「家族を被扶養者から外すとき」をご覧ください。

2. 実施手順について

【ブラウザ環境】PC:Google Chrome Microsoft Edge スマートフォン:Safari11以上、Chrome をお使いください。
IE11はサポートが終了しているため、セキュリティリスクが高まります。ブラウザを上記に切り替えて操作をお願いします。

資格再審査システムにて以下の手順で作業をお願いします。(詳しくは、別添「操作マニュアル」をご確認ください。)

<アクセス～必要書類提出までの大まかな流れ>

操作手順① 「資格再審査システム」のWebサイトにアクセスし、初回ログイン認証をしてください。

操作手順② ご自身でユーザーIDとパスワードを設定してください。

※今年度よりメールアドレスは事業主より事前にご提出いただいたものを登録しております。(原則、社給メールアドレス)登録されているメールアドレスを変更することはできません。

操作手順③ 「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って、入力してください。

操作手順④ 「添付資料確認」画面で、添付する書類を確認してください。

※調査票の入力結果に基づき、必要な添付書類が自動表示されますが、詳細はP2「必要書類一覧表」をご参照下さい。

(添付資料不要の場合でも、必要書類の確認・添付画面から「調査票を提出する」をクリックし、健保への提出に✓がついていることを確認してください)

操作手順⑤ 「添付資料アップロード」画面で、必要書類を、アップロードしてください。

入力完了 メッセージボックスの右上の「健保への提出」に「✓」が表示されていたら、手続き完了です。

※「健保組合での審査途中で申請内容に不備等があった方」には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします。

正当な理由なく、健保組合の指定する提出期日までに必要書類の提出等がない場合は、

「被扶養者資格を有さない」とみなし「令和4年1月1日」まで遡って被扶養者資格を取消します。

①Webサイトにアクセスし初回ログイン認証をしてください。



保険者指定コードは「06271225」と入力し、保険証に記載されている記号・番号、生年月日、氏名(カナ)を入力してください



②ご自身でユーザーIDとパスワードを設定してください。

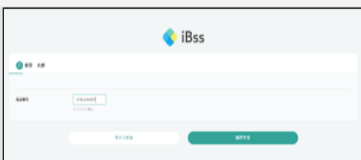
今年度よりメールアドレスは事業主より事前にご提出いただいたものを登録しております。



ご自身でユーザーIDとパスワードを設定し、登録したアドレス宛に届く認証コードを入力すれば、初回登録が完了し、2回目以降のログイン画面に遷移します。

- ※ID使用可能文字(6文字以上50文字迄)
半角英字、半角数字、半角記号(@ - _ , +)
- ※パスワード設定条件(8桁以上20桁以内)
以下の①～③を各1文字以上組み合わせてください
①a～zの英字(小文字・大文字可)②0～9の数字
③記号(使用可能記号:@ - _ , + # !)

③ログイン画面から「利用規約」に同意の上、連絡先電話番号を登録してください。



連絡先は日中連絡がとれる連絡先を登録してください

④「被扶養者資格調査」画面から、調査内容に沿って入力してください。



職業・収入・同居・別居などを入力してください

⑤「添付資料確認画面」で、添付する書類を確認してください。



入力完了

⑥「添付資料アップロード画面」で必要書類をアップロードしてください。



調査票作成後、健康保険組合の審査途中で申請内容に不備等があった方には、メールで通知します。不備内容を確認し、再提出等の手続きをお願いします

【お問合せ先】お勤め先の、健保担当箇所からのご案内をご確認ください。

「必要書類一覧表」

※書類には「個人情報」が記載されています。取り扱いには十分ご注意ください。

○被扶養者実態調査(Web)システムの調査票で該当する前年の収入の状況を全て選択し、その選択に応じた下記必要書類を添付して下さい。(添付書類はすべて、コピー(写)で可)

前年の収入	必要書類	備考	
無職・無収入 ※前年の収入が0円の場合に限る	・配偶者の場合	●添付書類不要	
	・前年が学生の場合	●最新の「 在学証明書 」または「 学生証 」(有効期限付のもの) ※上記書類が提出できない場合は令和5年度<令和4年分>所得(課税・非課税)証明書を提出下さい。	・収入がある学生は、収入の内容に応じた書類を添付してください。
	・上記以外の場合	●令和5年度<令和4年分>所得(課税・非課税)証明書	
給与収入 【給与による収入があった】	「令和4年1月1日～12月31日間の収入」が分かる下記いずれかの書類を提出下さい。 ●令和4年分源泉徴収票 ※支払者欄が手書きの場合は、社印または代表者印が押されているものを提出下さい。 ●令和5年度<令和4年分>所得(課税・非課税)証明書 ※令和5年度市町村民税の決定通知書でも可。 ●健保が定める「 給与等支給額証明書 」(◆) ●令和4年分確定申告書(第一表、第二表)および収支内訳書 ●令和4年の年収が確認できる公的書類	・複数の勤務先にて収入がある場合は、全ての収入が確認できる書類を提出下さい。 ・電子交付された源泉徴収票の場合は、名前、金額、勤務先名、が確認できる画面を提出して下さい。 【注意】給与明細書については、給与累計が記載されているものであっても添付資料と認められません。	
事業収入 【事業による収入があった】	●令和4年分確定申告書(第一表、第二表)および収支内訳書 ※確定申告を実施していない場合は、令和5年度<令和4年分>所得証明書と「直接的必要経費申告書」を提出下さい。申告書の総収入が収入限度額を超過する場合は、その裏付けとなる領収証も併せて提出下さい。	・自営業者の収入については、かんでんけんぽ HP「すこやかweb」→「健康保険のしくみ」→「健康保険に加入する人」→「収入の範囲」を参照下さい。	
年金収入 【年金(★)による収入があった】	●令和5年 年金額改定通知書 または年金振込通知書 ※年金の源泉徴収票は添付書類として認めておりません。 ・「公的年金」は、令和5年4月以降に年金事務所から送付された通知書を提出下さい。 ・「個人年金」は、令和5年1月以降に保険会社等から送付された支払額が確認できる通知書を提出下さい。	・通知書に名前の記載がない場合は、名前が記載されている部分(ハガキの宛名面等)のコピーも提出してください。 ※本来は令和4年の収入の確認ですが、年金収入については、令和5年分の年金額が判明しているため、例外的に提出をいただくものです。	
その他収入 <例> ・不動産収入がある ・利子、配当等の収入がある ・生命保険等の満期返戻金等がある	●R4年分確定申告書(第一表、第二表)および収支内訳書 ※確定申告を実施していない場合は収入額が確認できる書類を提出下さい。 ・利子、配当収入がある方・R4年分取引報告書、取引残高報告書等 ・満期返戻金等がある方・支払日、支払額が確認できる保険金支払明細書等		

◆「給与等支給額証明書」「直接的必要経費申告書」は、被扶養者資格調査システムのトップページの「関西電力健康保険組合からのお知らせ欄」に添付しています。また、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和5年度資格再審査について」にも添付しています。

★年金は障害年金(手当)、遺族年金も含まれます。

被保険者と別居している被扶養者の場合

○上記の書類に加え、仕送りの状況が確認できる書類(※)令和4年1月～令和4年12月の実績(すべて)が必要です。ただし、次の①～⑤の場合は、仕送り書類の提出は免除します。

- ①単身赴任による別居の場合
- ②長期出張による別居の場合
- ③就学(下宿他)による別居の場合
- ④単身出産による別居の場合
- ⑤上記①～④以外の理由で、別居した日がR5年1月1日以降である場合

【※仕送り確認書類とは】

- 振込依頼書(控)
 - 預金通帳の写など
- 注)被保険者から被扶養者への仕送りがわかるように、送金者・受取者の氏名、受取月日、送金額が確認できるものとし、口座への預入や手渡しは認めません。通帳の写を提出される場合は通帳の表紙と明細欄の両方を提出して下さい。

○該当する□にチェックを入れると必要な添付書類が判る「**確認書類チェックシート**」を、関電健保のホームページ「すこやかweb」→「お知らせ」→「令和5年度資格再審査について」に掲載しております。必要に応じてご参照下さい。

審査内容によっては、上記以外に追加書類を求められる場合がありますので、ご了承下さい